



～北区役所のご案内～ ご利用はこちらです！

区役所は、区民の皆さんの生活にかかわりの深いさまざまな業務を行っています。特に、春は進学や就職、転勤などに伴って多くの方が区役所を訪れます。

そこで今回は、北区役所の主な業務内容や窓口をご案内します。
(業務内容の丸数字は、図の窓口番号を示しています)。

庁舎のご案内【北区北24条西6丁目 ☎011-757-2400 (代表)】

開庁日：月曜日～金曜日
(祝・休日、12月29日～1月3日を除く)
開庁時間：午前8時45分～午後5時15分

交通：地下鉄南北線北24条駅下車徒歩5分
中央バス北区役所前下車
JR北海道バス北区役所前下車



戸籍住民課

- ① 証明書の交付
- ③ 住民票、印鑑証明、戸籍などの証明受付
- ⑤ 住所変更の届出、印鑑の登録、臨時運行証
- ⑥ 婚姻、出生、死亡などの戸籍の届出
- ⑦ 外国人登録
(FOREIGN RESIDENT REGISTRATION)

保険年金課

- ⑧ 国民年金の加入、変更、免除申請など
- ⑨ 国民健康保険・介護保険の加入、脱退、保険証の交付、保険料の免除申請など
- ⑩ 高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給申請など
- ⑪ 国民健康保険・介護保険の保険料納付相談、保険料の納付など

保健福祉課

- ⑬ 老人クラブの新設・変更、民生委員の紹介、市特別奨学金の申請など
- ⑭ 高齢者・乳幼児・ひとり親家庭の医療費受給者証の交付・変更の受付、児童手当・児童扶養手当の申請など

⑮ 指定金融機関 (北洋銀行)

市税、国民健康保険料など札幌市関係の納付(取扱時間 午前9時～正午、午後1時～3時)



1階

北洋銀行ATM
取扱時間 午前9時～午後5時

- ※ 総務企画課広聴係
市政相談の受付、広報誌の配布、広報さっぽろ北区民のページに関する事など
- ⑯ 相談コーナー
法律・行政・家庭生活・交通事故の相談 (曜日、時間により異なります)

<区役所以外でもお取り扱いしています！>

篠路出張所、各まちづくりセンターでも住民票、印鑑登録証明書、戸籍の証明書などを発行しています。また、篠路出張所では住所変更や印鑑登録などの届出も扱っています。手続きの際に必要な書類や手続き方法など、詳細については、きた4ページの篠路出張所、各まちづくりセンターまでお問い合わせください。